

機械警備委託・請負契約特約条項

甲及び乙は、他の契約条項に優先してこの特約を適用する。

(乙の賠償責任等)

第1条 本契約に基づく警備の実施中に乙の責めに帰すべき事由による甲の財産上の損害及び第三者(甲の職員を含む。以下同じ)に与えた身体上並びに財産上の損害については、乙は、その賠償の責めに任ずるものとする。

2 前項の第三者に与えた身体上並びに財産上の損害について、甲が賠償し、乙はその賠償の補償として、甲に対し次条に定める限度額の金額を支払うものとする。

(乙の賠償責任等の限度額)

第2条 乙が前条の規定に基づき甲に対して支払うべき損害賠償又は補償の限度額は次のとおりとする。

(1) 身体上の損害については、1事故につき10億円

(2) 財産上の損害については、1事故につき10億円

ただし、上記(1)及び(2)を併せた場合の損害額は、1事故につき10億円を限度とする。

2 乙の警備員が業務執行中に被った損害については、乙が負担するものとし、甲は一切の責任を負わない。ただし、甲の責めに帰すべき事由による場合はこの限りでない。